

第 11 回役員会（別紙 5） 職員の人事制度改革検討会要項

役員会 第 11 回 平成 16 年 6 月 15 日（火曜日）開催

■別紙 5

職員の人事制度改革検討会要項

〔平成 16 年 6 月 7 日役員会決定〕

〔平成 16 年 6 月 15 日一部改正〕

第 1 京都大学における一般職俸給表（一）適用職員（以下「職員」という。）に係る人事制度の改革について検討するため、理事（総務・人事・広報担当）の下に職員の人事制度改革検討会（以下「検討会」という。）を置く。

第 2 検討会は、総長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 人事の基本方針に関すること
- 二 勤務評定に関すること
- 三 研修に関すること
- 四 能力開発に関すること
- 五 人事交流及び派遣に関すること
- 六 キャリアパスに関すること
- 七 その他人事制度に関すること

第 3 検討会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 理事（総務・人事・広報担当）
- 二 総長特別顧問
- 三 部局長 若干名
- 四 総務部長
- 五 人事部長
- 六 その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第三号及び第六号の委員は、総長が委嘱する。

第 4 検討会に主査を置き、理事（総務・人事・広報担当）をもって充てる。

第 5 主査は、審議の結果を適宜とりまとめて総長に報告するものとする。

第 6 検討会には、必要に応じて、作業部会を置くことができる。

第 7 検討会に関する事務は、人事部人事課において処理する。